

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点
H27 行政法				

第1. 設問1.1について、

1. Y市長は本件命令を以ておらず。Xは、これを事前に阻止しようとする。Xは、行政事件訴訟法（以下「行訴法」）3条7項所定の差止めの訴えを提起する。この訴え提起は、適法と認められるか。

2. 行訴法37条の4より、差止めの訴えの訴訟事件は、①一定の処分が裁決か、決定としていふ場合（3条7項）②当該処分が裁決か、決定としていふ重大な損害を生ずるおそれあり③その損害を防止すべしと他は適当な方法がないこと（37条の41項）④差止めを命ずるべき法律上の利益を有する者であること（37条の42項）である。以下、順に検討する。

(1) 事件①について、

Y市長による本件命令は、消防法12条2項に基づき行われ、命令があり、これにより、Xは、本件取扱所を本件葬祭場から30メートル以上離れた場所に移動せよと命ぜられる。本件命令は、命令をうける者の意見に関わりなく発せられる（12条2項1号、16条）の行使の性質を有する。したがって、本件命令は、37条7項の「一定の処分」にあたる。よってY市長による本件命令は、管轄を越えた場合には、この命令を発する予定があることから、37条7項の「...か、決定としていふ場合」に当てはまる。

(2) 事件②について、

Y. この事件を提起する者は、37条の4第2項に則り判断する。

1. Y市長は、消防法12条2項に基づき命令を発した場合、直ちにその処分を公表する義務を負う。このことにより、Xは、本件命令が発せられる場合、Xの顧客が、Xに対する灯油販売上の安全性に對する信頼が損なわれるという損害を生ずる。また、公表されたサイト上の情報は、上記損害の不特定多数の顧客の信用を低下せしめるおそれがある。企業間の競争関係に對する影響の計り知れない。よって、一定の損害を生ずる場合、これは完全に防止することが困難であり、他方、本件命令は、本件取扱所を建築物に對する危険物に對する火災等の被害を最小限に抑えるための措置であり、本件命令の発令に對する必要は、本件取扱所の危険を防止するために必要と認められる。よって、Xは、本件命令の発令を阻止する権利を有する。37条の4第1項の「重大な損害を生ずるおそれあり」といえる。

(3) 事件③について、Xは、先ず、Xは、本件命令が発せられる場合、これを阻止する目的で、差止めの訴えを提起する。よって、③は否定される。

(4) 事件④について、

Xは、本件命令の原告人として提起する。差止めの判決を求めるときは、「法律上の利益を有する者」（行訴法9条1項）といえる。よって、④は肯定される。

2. 以上より、Xは、本件命令の差止めの訴えを適法

※解答は左ページから書き始めてください。

科 目 名	受講クラス	学籍番号	氏 名	採 点
H27 行政法				

に提起すべきことになった。

第2 設問2について、

1. 仮に本件命令が発せられた場合において、XとYの市長が、政令9条1項1号但書が適用において、事件取扱所と本件葬祭場の間の距離限界距離を定めることと本判断に違ふとあり、本件命令は消滅法12条2項の事件を欠くことと主張する。この主張の可否を述べよ。

2. 併せて、Y市長の判断につき裁量権の有無、性質を検討する。

(1) 併せて述べよ。判断の根拠となる法令・規程、判断の性質、制約される利益の性質・程度、専門的判断の必要性といたした諸事情を考慮に決する。

(2) 併せて、政令9条1項1号但書は、市町村長等に対し、「安全が」という抽象的・規範的判断を要することと受けとめられ、さして「安全」という文言を用いて、結局は同号但書を適用するものと至る判断を要する市町村長等に対し、同号但書は、同号但書は、当該製造所等の危険性について具体的状況の存在・実態に照して運用されるものとあり。

(3) 以上を踏まえ、Y市長は、本件命令を提起すること、本件取扱所と本件葬祭場の距離限界を決定することにおいて、同号但書の事件を欠く距離を定め、具体的距離を何メートルとすることについて、裁量権を有する。

3. (1) 裁量権の行使の可否の処分は、全く事実の認定を欠き、

又社会觀念の著に手合を乞ふ。裁量の範圍は認め、手合は裁量権に濫用して之と認められ易い場合に限り、違法と解す。

裁量権の行使にあつて、内部基準として裁量基準が定められ、その場合には、当該基準に不合理と認められると、その行使は違法と判断される。合理的な裁量基準の存在が争点となる。

(2) 仕様は、本件基準に従って、短縮限界距離 ≥ 300 ~~mm~~
~~mm~~ である。本件基準によれば、この値は不合理な値である。
 4. この取扱いに適用してはならない。本件取扱所は、倍率
 は55である。この値は、短縮条件①を満たす値である。

同条件 $\frac{1}{n}$ に近い子。工業地帯に多い? 建築基準法の倍率
 a の制限は若干 $\frac{1}{n}$ より上と低い倍率規制は本件基準にお?
 部材に設計した中々ある。これは手配で。50%以上 a の倍率を被る
 取扱所は、その危険性の鑑み、段階として許容する趣

官に認めざることを以てする。さうすると、条件①に「~~2~~」は矛盾する。
 として、~~1~~は解を認めないが「市長の判断は合理的である」といふ。
 他方、政令23条は、消滅法・政令による一般基準に適合
 しない、~~1~~は残存設備に適合するとの設けられた規定がある。

20 Xは、本件基準③の定める高さ以上の防火層、729211
法令で義務づけられた水準以上の消火設備を有し
た用途であることが示されているから、23条の適用に関
題となることは否定される。~~た~~ 然しに同条から見て、Y市長は

※解答は左ページから書き始めてください。

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点

23条該当性は一々検討するところ、本件命令之
 趣意とは異なる。23条の制定趣意は踏まえれば、同条
 の趣意は全く若慮に入っていないため、Y市長に与えられた
 9条項1号但書に於ける裁量を超えたものとして判断する
 いわゆる裁量外行為と見なす。[印]

(3) したがって、Y市長の上記判断は裁量権の範囲を超え
 下達するものがある。

4. 以上より、Xの主張は認めらるる。

第3 設問3において、

1. 消防法21条は、取扱所の所有者に対し、これは10条
 4項の基準に適合させるよう維持する義務を課している。法
 規上の義務を課している趣意は、取扱所において火災、
 爆発事故等により、公共の安全が害されることが防止
 すること、所有者の財産権に対し、特別の利益を課したも
 のと解される。とりわけ、具体的状況から見て、上記制約により
 取扱所の所有者に特別の犠牲が生じたものとして認めらるる
 場合には、憲法29条3項より、損失補償請求権が
 発生する。[印]

2. Xは本件取扱所を所有し、利用により収益を得
 ているとあり、1条に基づき財産上の利益の存在と認めらるる。
 Xは本件取扱所の営業を始めた時から、本件事業
 場の所在地は第一種中高層住居専用地域として用途指
 定を受けていた。この平成21年の指定替えにより、事業場と

建築基準法上の地域であり、本件事業場は建築基準法上の
 1-2地区に指定されている。Xは営業開始時に予想しなかった
 事情により、所有物たる本件取扱所に、消防法10
 条4項の基準に適合しないものとなり、本件12条にも
 基づき義務が生じ、本件命令で指定された地位に生じた
 損失と認めらるる。とりわけ、Xはつき特別の犠牲の
 存在と認めらるる。したがって、Xは損失補償請求権を
 主張し得る。

3. したがって、XはY市に対して損失補償請求権
 を発生する。

以上

※解答は左ページから書き始めてください。